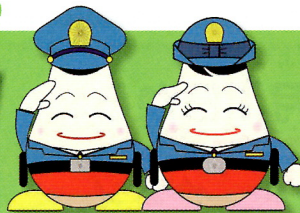


県警だより



警察官・警察官事務 採用試験日程



試験区分	受付期間	第1次試験	第2次試験	受験資格
警察官A (第2回) (大学卒程度)	7月21日(火) ～8月21日(金)	9月20日(日) 【福島市内】 【会津若松市内】 【いわき市内】	10月25日(日)～10月30日(金) 【福島県警察学校】	平成3年4月2日以降に生まれた方で、大学を卒業又は令和9年3月末日までに卒業見込みの方が、人事委員会が上記の者と同等資格があると認めた方
警察官B (第2回) (高校卒程度)			10月25日(日)～10月28日(水) 【福島県警察学校】	平成3年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方。 (大学を卒業した方又は令和9年3月末日までに大学を卒業する見込みの方が、人事委員会が上記の者と同等資格があると認めた方を除く。)
警察事務 (高校卒程度)		9月27日(日) 【福島市内】 【会津若松市内】 【いわき市内】	《第1回》 10月14日(水)～10月16日(金) 《第2回》 10月29日(木)～11月2日(月) 【福島県庁】	平成17年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方。 (大学を卒業した方又は令和9年3月末日までに大学を卒業する見込みの方を除く。)

お問合せ

福島県警察本部
警務部 警務課 採用係
☎0120-276-314
(平日午前9時～午後5時)

県警採用
ホームページ

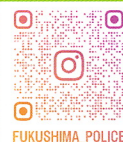
皆さんの挑戦
お待ちしております！



福島県警察
公式YouTubeチャンネル
ぜひお気に入り登録を！



福島県警察
公式Instagram
フォローお願いします！



本年4月1日から、 自転車への 交通反則通告制度 が導入されています。

自転車が関与する事故のうち約7割が
自転車側に交通違反が認められています。
ルールを守って安全に自転車に乗りましょう！

～青切符(交通反則通告制度)
導入後の指導取締りについて～

これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、
悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

携帯電話使用等(保持)

反則金
12,000円

信号無視

反則金
6,000円

令和8年4月1日から 自転車に青切符が適用されます

免許はなくてもドライバー

ルールを守って責任ある運転を！

16歳以上
が対象

大麻

わたしは「NO」

「持たない、使わない、断る。」

大麻は有害。
➡「脳や心身へのダメージ」
大麻の所持・施用・売買は
➡「7年以下の拘禁刑」
ネットで購入した。
➡「既読無視・ブロック」

大麻は有害な薬物です

インターネット等では、「大麻は身体への悪影響がない」、「依存性がない」などの誤った情報が氾濫していますが、大麻の有害性は、特に成長期にある若者の脳に対して影響が大きいことが判明しています。

大麻は所持も使用も犯罪です

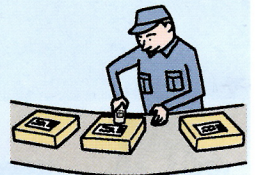
大麻は所持も使用も禁止されており、違反した場合、「7年以下の拘禁刑(単純所持・施用等の場合)」と重い刑罰が科せられます。



不法就労・不法滞在防止

不法就労とは??

不法就労には、
次の3つのケースがあります。



1 不法滞在者が働くケース

例) 密入国した人、在留期間が経過した
外国人が働く。

2 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

例) 短期滞在者(観光、親族訪問等)で入国した
外国人が働く。

3 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

例) 留学生が許可された時間数を超えて働く。



事業主の方は、外国人を雇用する際に、在留カード等を確認して就労資格の有無を確認して下さい。

不法就労に当たる外国人労働者を雇った場合、事業主も処罰の対象になります。

外国人の不法滞在や不法就労に関する情報は、
最寄りの警察署・交番等に連絡をお願いします。

本年2月下旬に発行した「県警だよりNo.305」について記載内容に一部誤りがありました。正しくは次のとおりです。

<裏面下部に記載の電話番号> SACRAふくしま(性暴力等被害者救援協力機関) 【正】024-563-3722

編集発行 福島県警察本部総務課 TEL(代表)024-522-2151

ホームページアドレス <https://www.police.pref.fukushima.jp/>

